

## 山口・吉南地区地域ケア連絡会議 会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山口・吉南地区地域ケア連絡会議（以下「ケア会議」という。）の設置、運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ケア会議は、山口市にある保健、医療、福祉の関係団体及び関係行政機関の協働により、山口市内の高齢者及び障がい者等の在宅ケアを推進するため、連絡調整を図り、もって高齢者等の健康と福祉の向上に資することを目的とする。

(役割)

第3条 ケア会議においては、参加している医療機関、福祉その他の関係団体及び行政機関は、高齢者及び障がい者等の在宅ケアを推進するため、次の役割を担うものとする。

- (1) 高齢者等の在宅ケアに関する実施状況について情報交換を行い、保健、医療、福祉の諸問題について検討、調整を行う。
- (2) 介護保険制度及びその他の保健、福祉サービス等の運営上の諸問題について、このケア会議が果たすべき役割について検討を行う。
- (3) その他、地域ケア推進のために必要と認めたこと。

(構成)

第4条 ケア会議は、次の者をもって構成する。

- (1) 保健医療関係機関・団体（三師会その他）
- (2) 高齢者福祉・介護サービス提供機関
- (3) 障がい者福祉サービス提供機関
- (4) 福祉関係団体
- (5) 関係行政機関
- (6) その他（市民組織等）

(役員)

第5条 ケア会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（山口市医師会長をもって充てる。）
- (2) 副会長 4名（吉南医師会長・山口市社会福祉協議会長・山口市介護サービス提供事業者連絡協議会長・山口市健康福祉部長の4名をもって充てる。）
- (3) 監事 1名（山口市高齢福祉課長をもって充てる。）

(委員)

第6条 ケア会議に必要な数の委員を置く。（第4条の各職域団体から推薦された者とする。）

(役員及び委員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、ケア会議を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会計の監査にあたる。
- (4) 委員は、ケア会議の運営のために必要な事項を審議する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中の役員の欠員に伴う後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第9条 ケア会議に、第3条に掲げる役割を専門ごとに円滑に推進するために必要な専門部会として、医療・介護連携専門部会、在宅緩和ケア専門部会、認知症地域ケア専門部会、障がい者地域移行専門部会を置く。

2 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

3 専門部会の運営要領は、別に定める。

(会議)

第10条 ケア会議は、次の会議をもつ。

(1) 本部会議

①本部会議は、第5条の役員及び第6条の委員で構成し、組織体制等全体にかかわる調整が必要となる事項について協議する。

②本部会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

③本部会議は、必要に応じて随時開催する。

(2) 役員会議

①役員会議は、会長、副会長をもって構成する。

②役員会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

③役員会議は、本部会議の議案について協議する。

④役員会議には、山口・吉南地区地域ケア連絡会議構成メンバーの中から、協議・検討事項に関わる関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(3) 調整会議

①調整会議は、第5条の役員及び第6条の委員の中から必要数をもって構成する。

②調整会議は、会長が招集する。

③調整会議は、医療・介護連携専門部会の部会長が議長となる。

④調整会議は、各専門部会が企画立案する事業について総合調整を行う。

⑤調整会議には、山口・吉南地区地域ケア連絡会議構成員の中から、協議・検討事項に関わる関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(関係機関の協力)

第11条 ケア会議に参加する関係機関は、ケア会議から会議等の招集があった時には、積極的に参加、協力するものとする。

(事務局)

第12条 ケア会議の事務局は、山口市医師会事務局内に置く。

(その他)

第13条 ケア会議の運営に関して、必要な事項は本部会議に諮って別に定める。

(施行期日)

第14条 この規程は、ケア会議設置の日（平成3年9月13日）から施行する。

(改正規定の施行期日)

この改正規程は、平成5年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成14年8月22日から施行する。

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成20年8月20日から施行する。

この改正規程は、平成22年8月25日から施行する。

この改正規定は、平成28年8月17日から施行する。

この改正規定は、平成30年5月23日から施行する。

この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。